平成二十三年二月二十八日 福岡県条例第九号

福岡県共助社会づくり基金条例をここに公布する。

福岡県共助社会づくり基金条例

(設置)

第一条 新しい共助社会の実現に向け、特定非営利活動法人やボランティアをはじめとする 公益的活動を行う団体が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境 整備を進めるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規 定に基づき、福岡県共助社会づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

- 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する ものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。